

航空教育集団司令官 殿

航空幕僚長

新任空士に対する教育について（通達）（登録外報告）

標記について、別紙のとおり実施されたい。

添付書類：別紙「新任空士に対する教育実施基準」
配布区分：航空教育隊司令、第2教育群司令
分類番号：B-40-070
保存期間：10年
保存期間満了時期：2024.3.31
作成年度：2013年度
枚数：2枚
開示判断：開示

新任空士に対する教育実施基準

- 1 目的
自衛官候補生課程を修了した者に対し、所要の教育（以下「新任空士講習」という。）を実施し、円滑な部隊等勤務の資とする。
- 2 教育の目標
 - (1) 空士としての自覚と心構えを養う。
 - (2) 部隊等勤務に必要な基礎的知識及び技能を修得させる。
- 3 新任空士講習実施担当者
航空教育集団司令官
- 4 設置場所
航空教育隊
- 5 期間
約2週
- 6 受講者
自衛官候補生課程修了者（第1期及び第2期を除く。）
- 7 主要教育事項
精神教育、服務、体育、教練等（細部は、新任空士講習実施担当者の定めるところによる。）
- 8 報告
新任空士講習実施担当者は、航空自衛隊の基本教育に関する達（昭和41年航空自衛隊達第18号）別表第6に定める教育成果報告（10-T8-AR(D)）に準じて、航空幕僚長（教育課長気付）に提出するものとする（登録外報告）。